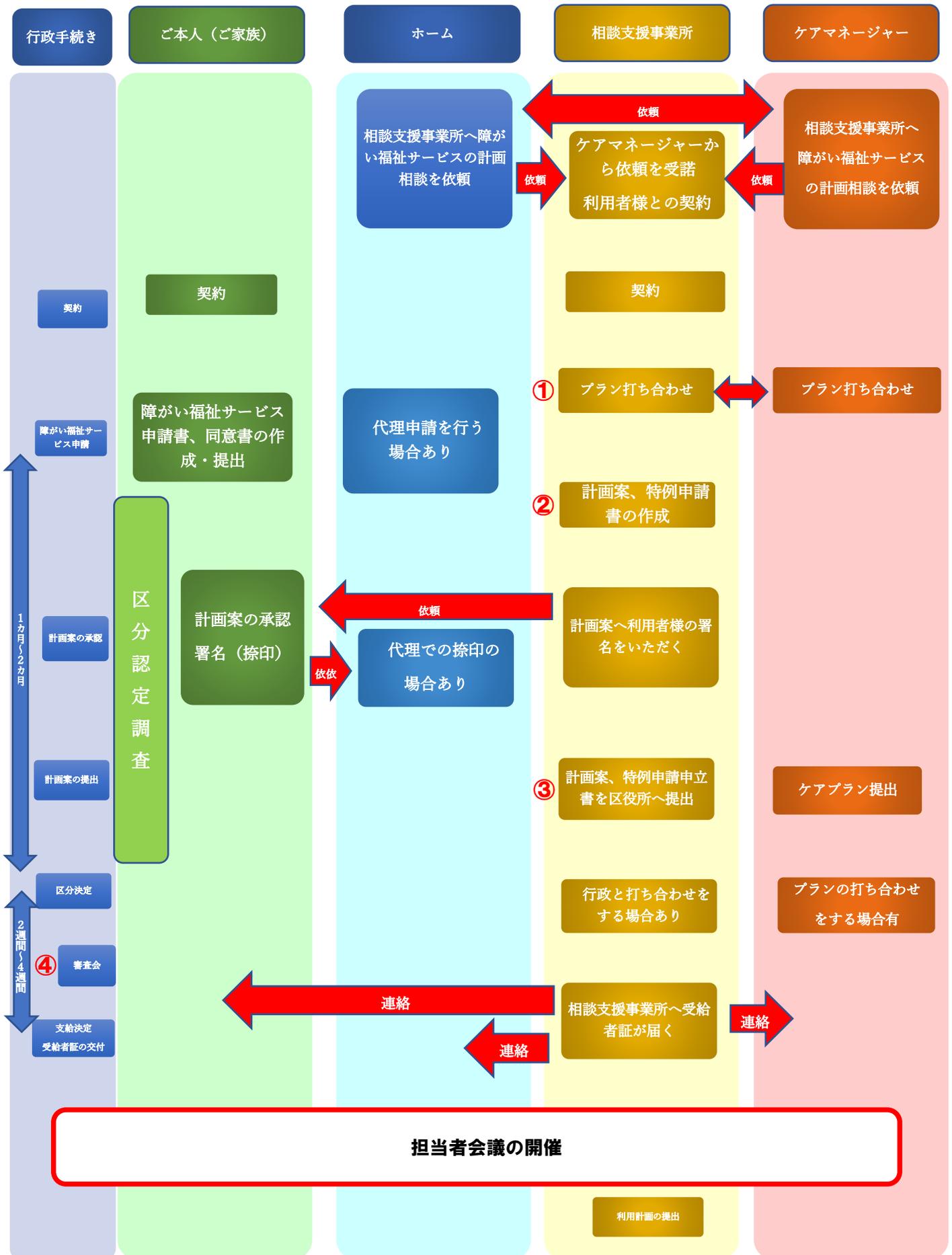


障がい福祉サービス申請の流れ



① 計画案・特例申請申立書の作成について

ケアマネージャーにて作成するケアプランには介護保険の「介護保険の点数を最大まで利用したケアプラン」と自費サービスを含めた「ご本人に提供されているサービスをすべて含めたケアプラン(ここではオーバープランと呼称します)」の2種類があります。

ケアマネージャーの作成したオーバープランの内、障がい福祉サービスで提供されるサービスについて制度内で必要かつ適切な内容と量をケアマネージャーと打ち合わせます。

なお、この際にプラン上、原則となるサービス以外を申請する際には発生する場合には特例申請書に加えて関係機関の資料提供等の提供が必要となるため別途時間を要する場合があります。

② 特例申請書とは、ご本人が介護保険に加えて障がい福祉サービスを利用することとなった理由、状況について説明するものであり、相談支援専門員にてご本人代理として作成します。その他にも原則となるサービス以外のご利用がある場合はこの書類を別途作成することがあります。

③ 支給時間数の算定が終わりましたら相談支援専門員にて計画案を作成してご本人(代理人)へ承認をいただき、行政窓口へ提出します。

④ 審査会にて計画の中に特例が発生する場合には行政からの連絡を受けてケアマネージャーや相談支援専門員、サービス提供事業所に対して聞き取り調査が行われる場合があります。場合によって特例が認められない、もしくは変更を行うことがあります。この際には計画案を作成し直し、再提出を行う場合があります。

⑤ 申請から支給決定までの期間の目安

	1年以内の介護認定	介護保険再認定調査	審査会	申請から支給決定までの目安	備考
要介護5			区	1か月 ～1か月半	
要介護4以下	あり		区と福岡市	2か月	
	なし	必要あり	区と福岡市	2か月半 ～3ヶ月	※事前に介護保険の再認定調査を受けておくことで短縮可